

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更及び地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の積算方法に関する試行要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、島根県農林水産部及び土木部（港湾空港課空港事業、建築住宅課を除く）が所管する建設工事の施工性を確保することを目的として試行する積算方法等について定める。

(遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更)

第2条 通常は地域内から調達している砂利等の建設資材について、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には、第2項から第3項に該当するものに限り、輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこととする。

- 2 対象工事は、島根県農林水産部及び土木部（港湾空港課空港事業、建築住宅課を除く）が所管する建設工事において、令和4年4月1日以降に契約する工事とする（変更契約を含む）。
- 3 設計変更対象項目は、通常、地域内から調達する砕石、土砂等の建設資材の購入、輸送費等の調達に要する費用および通常、特定の運搬基地から調達する仮設材の輸送費等の調達に要する費用とする。

なお、ここでいう「地域」とは、島根県土木部が公表している「公共工事設計資材単価表」の地域割一覧表で定義する「地区」とし、「運搬基地」とは島根県農林水産部・土木部「建設工事積算基準」中で定義する「運搬基地」とする。

- 4 令和4年4月1日以降に起案する工事については、特記仕様書に次のとおり記載し、本試行の対象であることを入札参加者に周知するものとする。

<記載例>

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の特記仕様書

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。

資 材 名	規 格	調達地域等
間知ブロック		安来 A・出雲 A 地区
再生クラッシュラン	RC-40	雲南 A・仁多 B・出雲 A 地区
割ぐり石	5~15cm	松江 C・仁多 B・出雲 A 地区
生コンクリート		雲南 A
アスファルト		松江 C・松江 D・仁多 B・出雲 A 地区
敷鉄板		雲南地区

- 5 令和4年4月1日時点で、契約済みの工事、または、入札公告中、若しくは契約手続き中の工事については契約後、速やかに、受注者に前項の記載例に示す内容について通知する。
- 6 受注者は、第4項における工事にあつては当初契約締結後において、第5項における工事にあつては監督職員からの指示後において、安定的な確保を図るために、建設資材を当該地域以外から調達せざるを得なくなった場合には、事前に監督職員と不在庫証明などの書類により必要性を示し協議するものとする。
- 7 前項により事前協議をした建設資材の調達に係る支出実績を踏まえて設計変更する場合は、受注者は、最終精算変更時点において、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を監督職員に提出し、発注者と受注者が設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

（地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について）

第3条 労働者確保に要する費用について、地域外から労働者を確保した場合は、第2項から第3項に該当するものに限り、必要となる費用について設計変更により対応することとする。（加算する額は、「実際に支払った額」から「率計上される費用」を差し引いて算出する。詳細は第8項による）。

ここでいう「地域外からの確保」とは、隠岐支庁及び各県土整備事務所管内以外の本社若しくは支店（下請け次数は問わない。以下、営業所という）から労働者を確保した場合とする。

ただし、受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

- 2 対象工事は、島根県農林水産部及び土木部（港湾空港課空港事業、建築住宅課を除く）が所管する建設工事において、令和4年4月1日以降に契約する工事とする（変更契約を含む）。
- 3 設計変更対象項目は、建設工事積算基準（島根県農林水産部・土木部）に規定する共通仮設費の営繕費のうち次の（1）から（3）に掲げる項目及び現場管理費の労務管理費のうち次の（4）から（5）に掲げる項目とする。（以下、「実績変更対象間接費」という。）
 - （1）労働者の輸送に要する費用
 - （2）労働者宿舎の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に係る土地・建物の借上げに要する費用のうち宿泊費
 - （3）労働者宿舎の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に係る土地・建物の借上げに要する費用のうち借上費
 - （4）現場労働者に係る、募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
 - （5）現場労働者に係る、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- 4 令和4年4月1日以降に起案する工事については、本試行の対象であること、並びに予定価格の算出の基礎とした設計額における実績変更対象間接費の割合を次の各号により入札参加者に周知するものとする。
 - （1）入札公告に労働者確保に関する積算方法の試行工事の対象であることを記載する。
 - （2）特記仕様書には、次のとおり記載する。

<記載例>

地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の特記仕様書

- 1 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、地域外から労働者を確保したことにより、建設工事積算基準（島根県農林水産部・土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 本工書の予定価格の算出の基礎とした設計額（建設工事積算基準に基づき算出した額）における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。

- 1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：〇〇. 〇〇%

- 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：〇〇. 〇〇%

- 3 労働者を地域以外から確保せざるを得なくなった場合には、事前に監督職員と「労働者確保に係る実施計画書（様式1）」、提出書類により必要性を示し協議するものとする。

- 4 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式2）」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- 5 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

- 6 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、建設工事積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類を持って設計変更を行うものとする。

- 7 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

- 8 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

- 5 令和4年4月1日時点で、契約済みの工事、または、入札公告中、若しくは契約手続き中の工事については契約後、速やかに、受注者に前項の記載例に示す内容について通知する。

- 6 受注者は、第4項における工事にあつては当初契約締結後において、第5項における工事にあつては監督職員からの指示後において、労働者を地域以外から確保せざるを得なくなった場合には、事前に監督職員と「労働者確保に係る実施計画書（様式1）」、提出書類により必要性を示し協議するものとする。

協議にあたっては、「労働者確保に係る実施計画書（様式1）」と合わせて、以下の提出書類を添付すること。

- (1) 第1項の地域外とならない範囲内において、当該工種が施工可能な3社以上（3社に満たない場合は、2社または1社でもよい。）の下請企業への見積り依頼書及び辞退が明記された回答書等の写し。回答書等には、下請企業の有する労働者の人数及び依頼時点で従事している工事名及び工事期間が記載されていること。
- なお、受注者は監督職員から要求があった場合、回答書等の原本を提示すること。
- (2) 労働者を地域外から確保して輸送する場合の、営業所の所在地及び営業所から工事施工箇所までの距離の根拠資料。
- (3) 労働者宿舎等への宿泊を予定している場合、輸送に比して合理的となる根拠資料。
- (4) その他、監督員が必要と認めた事項に関する資料。
- 7 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式2）」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- なお、提出する証明書類（領収書など）は写しとし、監督員の請求があった場合、原本を提示しなければならない。
- 8 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、建設工事積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。
- なお、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- 9 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
- 10 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

労働者確保に係る実施計画書

令和 年 月 日

発 注 者

受 注 者
(作成担当者)

令和 年 月 日契約の○○○○○○○○○○○○○○○○工事の労働者確保に係る実施計画書を提出します。

費 目		費 用	内 容	計画計上額 (税抜き)
共 通 仮 設 費	営繕費	①借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要した地代及 び建物を建築する代わりに貸 しビル、マンション、民家等 を長期借上げした場合に要し た費用	円
		②宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に 宿泊した場合に要した費用	円
		③労働者 送迎費	労働者をマイクロバス等で 日々当該現場に送迎輸送（水 上輸送を含む）をするために 要した費用（運転手賃金、車 両損料、燃料費等含む）	円
	小 計			円
現 場 管 理 費	労務管理費	④募集及び解 散に要する 費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	円
		⑤賃金以外の 食事、通勤 等に要する 費用	労働者の食事補助、交通費の 支給	円
	小 計			円
合 計				円

※1. 記載は概算額とする。

※2. ①～②については額の根拠となる集計表（計画）を添付のこと。

※3. ③～⑤の費用が想定できない場合、計画計上額欄に「予定」と記載すること。

労働者確保に係る実績報告書

令和 年 月 日

発 注 者

受 注 者
(作成担当者)

令和 年 月 日契約の○○○○○○○○○○○○○○○工事の労働者確保に係る実績報告書を提出します。

費目		費用	内 容	支払額 (税抜き)
共通 仮設費	営繕費	①借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要した地代及 び建物を建築する代わりに貸 しビル、マンション、民家等 を長期借上げした場合に要し た費用	円
		②宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に 宿泊した場合に要した費用	円
		③労働者 送迎費	労働者をマイクロバス等で 日々当該現場に送迎輸送（水 上輸送を含む）をするために 要した費用（運転手賃金、車 両損料、燃料費等含む）	円
	小 計			円
現 場 管 理 費	労務管理費	④募集及び解 散に要する 費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	円
		⑤賃金以外の 食事、通勤 等に要する 費用	労働者の食事補助、交通費の 支給	円
	小 計			円
合 計				円